

令和7年度地域猫活動団体補助金 Q&A

令和7年度から内容を一部変更して実施を行います。

Q&A 以外で不明な点があれば、環境課（0955-72-9124）までお願いします。

【申請・報告の時期について】

Q1 手術が終わってから申請書を提出してよいですか？

A1 令和7年度からは事前申請制を導入致します。

手術を実施する5日前までには申請を行う必要があります。

Q2 令和7年2月または3月中に手術をした猫は補助金の対象になりますか？

A2 補助金の対象期間は令和7年4月～令和8年3月までに手術を実施しようとする猫です。

Q3 手術を終えてからいつまでに実績報告を行えばよいですか？

A3 手術実施日から30日以内に環境課もしくは市民センターに報告してください。

Q4 事前予約を電話等で受付してもらえないか？

A4 電話等での受付は致しません。

窓口で申請書を受付次第、先着順で予算を確保していきます。

Q5 申請書を提出して決定通知をもらっていたが30日以内に手術ができない場合は？

A5 補助金取消通知書を提出して、申請の取り消しを行ってください。

Q6 団体の登録番号によって偶数・奇数月で申請しないといけないですか？

A6 偶数・奇数月は関係なく申請してもらって問題ないです。

令和6年度はその方法で申請してもらいましたが制度を撤廃しました。

【申請の内容について】

Q1 事前の申請と実績報告の金額が異なっても問題ないのか？

A1 問題はありません。病院や猫の容態によって手術費は変わりますので、金額に差異が生じることは仕方ありません。実績報告の際に報告書と併せて補助金変更承認申請書を提出いただくようになります。

Q2 4匹分の補助金を利用した団体は5匹目以降の利用はできない？

A2 本市の補助金は同一会計年度内で1団体につき4匹分の猫が対象です。

よって、5匹目以降は原則補助金の対象外になります。

5匹目以降は公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」等をご活用ください。

どうぶつ基金の行政枠の利用をしたい団体は本市環境課までご相談ください。

Q3 領収書のあて名は個人名でもよいですか？

A3 領収書は団体名で受領されてください。

また、領収書の内訳が分からない場合は再提出をお願いする場合があります。

【団体の登録等について】

Q1 複数の団体に所属してもよいか？

A1 問題はありません。

ただし、複数の団体の代表者になることは原則認めておりません。

Q2 地域猫が亡くなり、管理している地域猫がいなくなったらどうすればよいか？

A2 地域猫の管理を終えられた団体は団体登録廃止届を提出ください。